

信濃川下流H26ゴミマップ

STOP！不法投棄！

信濃川下流管内では毎年多くのゴミが不法投棄されています。信濃川下流河川事務所では、信濃川下流管内で行っている河川巡視(河川パトロール)にて確認したゴミに関する情報をまとめた『ゴミマップ』を作成・公表し、河川敷のゴミの不法投棄実態を皆さんに知って頂き、不法投棄防止に向けた普及啓発活動を推進していくこととしています。



河川へのゴミの不法投棄は**犯罪**です

法律により厳しく罰せられます。

- 河川法第29条、第109条
施行令第16条の四第一項、第59条
3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条、第25条
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方

掲載しているものは平成26年度に発見された主な不法投棄ゴミの写真です。

不法投棄のゴミを発見したら連絡をお願いします

このマップの範囲内で不法投棄を見た、捨てられている場所がある等の情報がありましたら下記まで連絡をお願いします。

【連絡先】
 国土交通省信濃川下流河川事務所 <http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/>
 管理課 TEL 025-266-7291 FAX 025-267-1043
 関屋出張所 TEL 025-267-6857 FAX 025-267-9458
 三条出張所 TEL 0256-38-6767 FAX 0256-38-0396